

様式2

生活保護法による住宅扶助代理納付口座変更届

(宛先)
松山市福祉事務所長

福祉事務所受付

令和 年 月 日

(家主等)
住 所
氏 名
担当(連絡先)

代理納付の振込口座について、次のとおり変更するので、お届けします。

振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	本店 支店 出張所						
	口座種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)						
	口座名義人								

添付書類

- (1) 賃貸借契約書(写し)
- (2) 振込口座が家主等以外の場合
 - 集金・管理業務を委託している場合は、委託契約書等の写し
 - 委任状(委託契約書等に集金・管理業務の委託が含まれていない場合)

代理納付実施にあたっての注意事項

- 代理納付は生活保護法に基づき実施するものです。
- * 代理納付の対象となるのは、生活保護法による住宅扶助費です。共益費等は含まれませんので、入居者から直接徴収してください。
 - * 保護の状況により、家賃が全額納付されない場合もあります。(共益費等や代理納付額との差額については、別途入居者から徴収してください。)
 - * 福祉事務所長が保護の変更、廃止等の決定を行い、既に代理納付した家賃について返還の必要が生じた場合は、速やかに返還をお願いします。
 - * 支払いは、当月分が毎月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振り込まれます。